

学校（運動）部活動の地域連携・地域移行に係る地方別意見交換会 質問事項への回答

Q 子供のために、地域クラブ活動を充実させていくことで、学校の部活動を見直していくという考え
でよいか？

A そのとおりです。地域クラブ活動を充実させていくことで、生徒の多様な活動機会を確保しつ、中
学校の部活動を見直していきます。

Q 今後、市町村がすべきことや年次計画など、明確に示す予定はあるか？

A 市町村の役割や、年次計画（案）については、方針の中に示すことができるように準備しては
いますが、市町村によって実情が異なるため、達成すべき状態について制限するような内容にする予定はあ
りません。

Q 教職員の兼職兼業について、自治体職員は含まれるか？

A 教職員の兼職兼業の中に自治体職員は含まれません。自治体の職員が兼職兼業申請し、地域クラブ
活動の指導に従事する際には、各自治体の服務監督者に確認する必要があります。

Q 県下では、拠点校部活動は R6 年度からスタートする方向なのか？

A 検討されている市町村が複数あります。拠点校部活動の発足については、いつでも取り組むことが
可能です。

Q 合同部活動と拠点校部活動は違うのか

A 違いがあります。詳細は以下のとおりです。

合同部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施対象校同士で、部活動を合同で行う活動。 ・ 実施対象校の生徒が、参加できる。 ・ 各々の学校に当該競技の部がある場合、一方の学校には当該競技部の設置がない 場合とが考えられるが、複数の学校において、1つの部活動を合同で行う活動を指 す。
拠点校方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該競技の拠点となる学校において、その部活動を行う。 ・ 拠点校が定める市町村内における参加を希望する生徒が、参加できる。 ・ 参加を希望することができる在籍校の条件として、『当該競技を希望する生徒が いるが、部活動の設置がない。』等がある。 ・ 合同部活動と違い、希望する競技や実施対象校を個別に選択することができる。
合同チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことへの救済措置 ・ 当該競技（集団競技）において、定められた人数を下回った場合に、合同チーム 結成が認められる。 ・ 大会（試合）当日のみのチームではなく、それぞれの学校教育計画に基づいて活 動し、大会当日まで定期的に両校が合同で活動する必要がある。

合同練習・・・ 同一の学校内で異なる部同士と一緒に練習する。異なる学校の同種目の部が一
緒に練習する。

Q 今、中学校にある部活動をすべて地域へ移行する必要があるのか？

A ニーズ調査等により、現状を把握することで、地域への展開が可能な活動が見えてくると考えます。方針では、一つの種目を行うだけでなく、期間ごとに種目を変えるような活動もイメージできるような新しい在り方を模索していくことも一つの有意義な形となると提案しています。

Q 現在は、教員の特殊業務手当として、土日の学校部活動指導に対して支払われているが、地域移行が進むと、特殊業務手当が減ると思う。その場合、その分を市町村への財源として充ててもらえるのか。

A 特殊業務手当の今後の取り扱いは未定です。特殊業務手当は、国費を活用しており、その取扱いについては関係課室と検討していきます。

Q 部活動指導員の資質向上のための研修は、今後、どのように計画しているのか。

A 市町村教育委員会を通じて部活動指導者を対象とした研修会の案内を送付予定です。今後も、その研修会への参加を積極的に推奨していきます。

Q 平日は学校で卓球をしているが、休日は地域で活動している場合、休日に開催される大会の引率は誰がするのか。

A どの運営主体から大会に出場するかで引率が変わってきます。

地域クラブから出場する場合は、地域クラブの指導者が引率することとなります。一方で学校部活動から出場する場合は、教員や部活動指導員の引率となります。

Q 部活動において複数へ入部し、全ての種目で大会出場できないのか。

A 複数入部に関しては、各学校（市町村）の判断で入部を認めることが可能です。しかし、和歌山県中学校体育連盟の総合体育大会への参加資格には、「夏季大会に限り同一年度内の参加は、一人一回とする。（但し、相撲・駅伝は除く）」とあります。連盟・協会主催大会は、参加可能な大会もあります。

Q 国の実証事業の「事業費」は、何に使えるのか。

A 諸謝金、旅費、賃借料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料等です。

Q 地域移行した後の運営団体と学校の関係性において、学校が各運営主体の活動方針等にどのように関わって連携するのか。学校はそこまで連携していけるのか。

A 生徒がよりよい環境で活動できるよう、必要に応じて運営団体と連携を図っていくことが望ましいとされています。

Q 協議会立ち上げを今年度中に行うが、そこで県の方針を基に説明する方向を考えていたが、県の方針が出ていない状態（案の状況）で市町村が協議会を立ち上げてもいいのか。

A 県の方針が出る前であっても、協議会（協議する場）を設けていただくことは問題ありません。県の方針は、国のガイドラインを踏まえ策定する予定です。

Q 地域移行のイメージは、小学校の放課後と同じ形態と考えていいのか？

A そのとおりです。小学校では、児童が放課後には下校するように、中学校も生徒が部活動を行わず下校することも一つの形です。

Q 共育コミュニティの取組も関連してくると考えてよいのか？

A 和歌山県が推進しているきのくにコミュニティースクールと関連すると考えています。学校と保護者や地域住民が、地域の生徒が、持続可能なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう一緒になって検討いただくことも有意義であると考えます。もちろん保護者や地域住民への周知の機会にもなろうかと思えます。

Q 地域クラブの質の担保はどうなるのか。

A 市町村教育委員会、民間企業、総合型地域スポーツクラブ等様々な運営団体が想定されますが、適切な運営状況が保たれるよう、質の担保を確保するため尽力する必要があります。

Q 市町村を越えてスポーツ・文化技術機会の環境整備の必要性を県は、どのように考えているのか。

A 地域の実情や、地理的条件等を踏まえ、施設環境や、運営団体、指導者、参加する生徒など情報を広域に連携していくことで解決することもあると考えています。

Q 地域クラブで活動するにあたり、活動費は受益者負担が基本となることが想定されるが、補助などはあるのか？

A 現在、国の実証事業で運営団体への補助を通じて受益者負担の軽減が図られています。国としてもその実証事業で得られた成果や課題を踏まえて方策を検討する形と聞いています。

Q 県内外の先行事例について知りたい。

A 今後、市町村の担当者に対して先行事例の伝達などを検討しています。また、スポーツ庁ホームページや日本スポーツ協会ホームページなどにも情報発信があるので、そちらも参考にさせていただきたいです。

<以下参考リンク集>

スポーツ庁 HP 先行事例

<https://sports.go.jp/tag/school/kurobe.html>

運動部活動改革の取組事例

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1405725.htm

部活動改革ポータルサイト（事例集）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

部活動改革ポータルサイト（自治体における取組を支援するため、「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置し、自治体からの相談・問合せに対応している。）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/jsa_00060.html

日本スポーツ協会 HP 地域課題解決に向けた取組を行うクラブ紹介動画

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1351.html#01>